

航空機の搜索救難に関する協定の運用について

昭和47年 6月 8日

青警本外第212号警察本部長

各部、課、室、隊、校長・警察署長

航空機の遭難事故に伴う搜索救難活動については、昭和41年11月25日、青警本外第278号「航空機の搜索救難に関する協定の運用について」に基づき実施してきたところであるが、このたび沖縄の本土復帰に伴い、「航空機の搜索救難に関する協定」及び「航空機の搜索救難に関する実施細目」が別添1及び別添2のとおり改正されたので、各警察署においては、航空機の搜索救難にあたっては、本協定の趣旨に添い、警察活動上遺憾のないようにされたい。

なお、昭和41年11月25日、青警本外第278号「航空機の搜索救難に関する協定の運用について」の通達は廃止する。

記

1 協定の趣旨

航空機の搜索救難に関する協定は、昭和41年3月警察庁、海上保安庁、運輸省（航空局）及び防衛庁の4省庁間において結んだものである。

本協定の趣旨は、航空機の搜索救難作業にあたり、関係官署がそれぞれ固有の責任と権限に基づいて、併行的に行なわれるところから、多くの分野に亘って競合することになるので、この協定により関係機関相互の連絡方法および活動の調整について一応の原則を定め、総合的かつ有機的な搜索救難体制を確保するとともに、その円滑な運用を図ろうとするものである。

2 協定の適用範囲

東京搜索救難区及び沖縄搜索救難区内（日本国内及び海上）を航行する国際及び国内の民間航空機を対象に、原則として「搜索から生存者の救助まで」の範囲の搜索救難作業について適用することとしている。

したがって、駐留米軍機及び自衛隊機の施設外における事故については、この協定に含まれていないが、積極的にこの協定を排除する趣旨でなく、状況に応じ弾力的に運用するたてまえとしている。

3 搜索救助作業の調整

警察が行なう搜索救難作業についての関係機関との調整は、原則として警察庁（外勤課）がその都度救難調整本部（運輸省東京空港事務所）において協議し、その結果を関係都道府県に連絡することとしている。

4 搜索救難情報の報告系統

収集した情報は、別紙第1の系統により迅速に報告すること。

5 警察の搜索救難作業

航空機の搜索救難を必要とする状態を不確実の段階、警戒の段階、遭難の段階の3段階に分けているが、この段階別による警察措置の基準は、別添1の別表のとおりである。

6 報告事項

別紙第2「搜索救難報告事項」に基づき判明した事項からできる限り簡潔かつ迅速に報告すること。

別紙第1

別紙第2

搜索救難報告（通報）事項

番号	事項
1	通報日時および番号
2	国籍、登録記号および所属
3	種類および型式
4	遭難の位置または区域
5	発見時刻および発見者氏名
6	遭難状況
7	とう乗者の状態

8	救助の状況
9	航空機の部分品またはとう載荷物等の発見等の状況
10	無線呼出符合およびとう載無線通信機器の周波数
11	飛行方式
12	出発地および出発時刻
13	飛行経路
14	目的地および着陸予定時刻
15	持久時間で表された燃料とう載量
16	連絡のあった最後の通過地点、通過時刻およびその時の航空機の状態
17	乗客乗員数
18	救急用具の品目および数量
19	とう載荷物の状況（特殊な荷物はその旨）
20	現在までにとられた措置
21	今後特に緊急な援助を必要とするもの
22	その他

注 通報は判明した事項について、番号を附して行なう。

別添 1

航空機の搜索救難に関する協定

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この協定は、関係機関の合意により、国際民間航空条約第12附属書（搜索救難に関する標準及び勧告された方式）に準拠して、東京搜索救難区及び沖縄搜索救難区における航空機の搜索救難を迅速、かつ、適確に実施するための手続等を定めることを目的とする。

（関係機関の協力）

第 2 条 警察庁、海上保安庁、運輸省（航空局）及び防衛庁は、航空機の搜索救難に関する関係機関として、その実施のため相互に密接に協力する。

（搜索救難に関する条約等）

第 3 条 航空機の搜索救難に関する手続等については、この協定に定めるもののほか、第12附属書の規定による。

第 2 章 救難調整本部

（救難調整本部）

第 4 条 東京搜索救難区及び沖縄搜索救難区の救難調整本部を運輸省東京空港事務所に置く。

2 救難調整本部においては、航空機の搜索救難に関する業務を有効に促進するため必要な連絡及び調整について関係機関が随時必要な協議を行なう。

3 前項の協議は、運輸省航空局長又はその指名する職員が主宰する。

（救難調整本部の業務の委任）

第 5 条 航空局長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、搜索救難を行なうべき区域の位置、範囲等を助案し、必要があると認めるときは、その都度指定する空港事務所において救難調整本部の業務の一部又は全部を行なわせることができる。

2 前項の業務は、当該空港事務所の長又はその指名する職員が主宰する。

3 航空局長は、第 1 項の指定を行なったときは、速かにその旨を必要な関係機関に通知する。

第 3 章 手続

（情報資料の交換）

第 6 条 関係機関は、搜索救難の実施のために利用し得る組織、要員、装備その他の必要な事項に関する情報資料を相互に交換する。

（措置の基準）

第 7 条 航空機の搜索救難を必要とする状態（以下「緊急状態」という。）を次の 3 段階に分け、段階別及び機関別の措置の基準は別表の通りとする。

1 不確実の段階

2 警戒の段階

3 遭難の段階

(関係機関等の措置)

第8条 前条の規定により通報を受けた関係機関は、その通報を尊重して所要の措置をとるとともに、速かにその旨を救難調整本部に通報する。

救難作業を打ち切ろうとするときも同様である。

2 救難機関が前条の規定によらないで、緊急状態を知り、所要の救難措置をとったときは、速かにその旨を救難調整本部又は最寄の航空保安官署に通報する。

(適切な救難措置)

第9条 救難調整本部及び関係機関は、第7条の措置の基準にこだわって、適切な措置をとる時期を失することとならないよう特に留意する。

(駐留米軍に対する要請)

第10条 駐留米軍救難機関に対する航空機の出動要請は、救難調整本部において行なう。

(自衛隊に対する要請)

第11条 航空機の捜索救難のためにする自衛隊法第83条第1項の規定に基づく要請は救難調整本部において統一的行なう。ただし、時宜により関係機関が行なうことができる。

(事故調査に対する協力)

第12条 救難機関は、その救難作業を実施するに当たっては、遭難航空機の状態、現場附近における痕跡その他事故の原因調査に必要な資料の保存に留意するものとする。やむを得ず現場に変更を加える場合においては、できうる限り写真撮影その他の方法により記録をとり、事故調査機関に協力する。

第4章 雑則

(会議)

第13条 関係機関は、この協定の改正その他航空機の捜索救難に関し、協議し、又は連絡するため関係機関の会議を開く必要があると認めるときは、何時でも、航空局長に議題を示して会議の開催を求めることができる。

2 航空局長は、前項の要求があったときは、できるだけ速かに会議を召集する。

3 前項の会議は、航空局長又はその指名する職員が主宰する。

(実施細目)

第14条 関係機関の連絡及び調整のための通信要領その他この協定の実施細目は、関係機関の担当者の協議によって定める。

附 則

1 この協定は、昭和40年3月18日から施行する。

2 昭和27年8月8日発足した航空救難組織設立準備委員会が作成し、運輸省航空局、国家地方警察本部、国家消防本部、自治庁、海上保安庁及び保安庁が了解した「航空機の捜索救難に関する暫定組織」は、廃止する。

別表

航空機の捜索救難の措置基準

緊急状態	関係機関等	緊急状態を知った機関	救難調整本部 (R C C)	関係機関	備考
不 確 実 の 段	1 位置通報又は 運航状態通報が 予定時刻から30 分過ぎてもない 場合	1 第1段通信 捜索を行な う。 1	1 情報を検討 し、整理する。		1 第1段通信 捜索とは、計器飛 行方式による航 空機については、 その予定経路上

階	2 航空機がその 予定時刻から30 分(ジェット機に あっては15分)過 ぎても目的地に 到着しない場合	2 R C Cに通 報する。 3 可能なら ば、当該航空 機の使用者に 通報する。	2 必要に応じ 関係機関に通 報する。		における同機と 交信し得る管制 機関の有する施 設を利用して行 なう捜索をいい、 有視界飛行方式 による航空機に ついては、その予 定経路上におけ る飛行場につい て行なう捜索を いう。
警戒 の 段 階	1 第1段通信捜 索で当該航空機 の情報が明らか でない場合 2 第1段通信捜 索開始後30分を 経ても当該航空 機の情報が明らか でない場合 3 航空機が着陸 許可を受けた後、 予定時刻から5 分以内に着陸せ ず当該航空機と 連絡がとれなか った場合 4 航空機の航行 性能が悪化した が、不時着のおそ れがある程でな い旨の連絡があ った場合	1 拡大通信捜 索を行なう。 2 2 捜索救難に 必要と認めら れる情報又は 資料をR C C に通報する。 3 可能なら ば、当該航空 機の使用者に 通報する。	1 情報を検討 し、整理する。 2 関係機関が 捜索救難の準 備をするため に必要な情報 を通報する。 3 関係機関の とるべき措置 を検討して所 要の調整を行 なう。	1 所要の救難 機関を待機さ せる。	2 拡大通信捜 索とは、当該航空 機の到達可能な 範囲にある関係 機関による捜索 をいう。
	1 拡大通信捜索 で当該航空機の 情報が明らかで ない場合 2 拡大通信捜索 開始後1時間を 経ても当該航空 機の情報が明らか でない場合 3 当該航空機の	1 収集した情 報をR C Cに 通報する。	1 情報を検討 し、整理して 当該航空機の 位置を確か め、又は推定 し、状況にも とづき捜索区 域の範囲を決 定する。 2 前号の決定 の結果を関係 機関に通報す る。 3 新しい情報	1 所要の救難 措置をとる。 2 入手した情 報をR C Cに 通報する。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">遭難の段階</p>	<p>搭載燃料が枯渇したか又は安全に到着するには不十分であると認められる場合</p> <p>4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合</p> <p>5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行なった情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合</p>		<p>を関係機関に通報する。</p> <p>4 必要に応じ、遭難している航空機からの送信の警戒聴守を続ける立場にある航空機、船舶又は他の機関に聴守を続けることを要請する。聴守を必要としなくなった場合は、その旨を通知する。</p> <p>5 必要に応じ、隣接のRCCに連絡し、及び所要の調整を行なう。</p> <p>6 当該航空機の利用者（外国機については、当該航空機の登録国又はその在日公館）に通知する。</p>		
--	---	--	--	--	--

別添 2

航空機の捜索救難に関する実施細目

第 1 章 総則

（業務範囲）

- 1 航空機の捜索救難に関する協定（以下「協定」という。）による航空機の捜索救難とは、協定第 7 条の緊急状態にある航空機の捜索または当該航空機の生存搭乗者に対する救助に係る業務をいう。但し当分の間自衛隊機に係るものを除く。

第 2 章 救難調整本部

（調整）

- 2 協定第 4 条第 2 項の調整を行なうに当っては、関係救難機関の分担区域、捜索救難に従事する航空機のとるべき高度、使用する周波数その他の実施要領をできるだけ具体的に示す。
- 3 救難調整本部においては、捜索救難に従事する航空機の能率的で安全な飛行が他の航空機によって阻害されないようにできるだけ措置する。

（協議機関）

- 4 協定第4条第2項の協議は原則として関係機関の次の部課等を通じて行なう。
警察庁保安部外勤課
海上保安庁警備救難部救難課
自衛隊RCO又はRIC
東京空港事務所保安部航務課
(業務の委任)
- 5 協定第5条第1項の指定が行なわれた場合の協議は原則として関係機関の次の部課等を通じて行なう。
管区警察局等
管区海上保安本部警備救難部救難課
区域指揮官所在の司令部
第3章 手続
(情報資料の交換)
- 6 協定第6条の情報資料中には、利用し得る周波数を含ませる。
- 7 協定第6条の規定によって提供した事項に変更があったときは、原則として速かに変更に係る事項を通知する。
(自衛隊に対する要請)
- 8 協定第11条の要請は、原則として空港事務所長が行なう。
第4章 通報、連絡
(通報事項)
- 9 協定の別表による通報は原則として別紙の事項について行なう。
(通報、連絡)
- 10 情報の通報又は連絡は、原則として第4項又は第5項による。
- 11 情報の通報に当っては、通報者および受信者の氏名又は頭文字並びに通報終了の時刻を明らかにする。
(航空機と船舶との通信)
- 12 捜索救難に従事する航空機と船舶との通信は、交信が可能な航空機又は船舶を経由して行なう。
(情報の確認)
- 13 情報の真否を実地調査によって確認した関係機関は、その結果を所要の関係機関に通報する。
第5章 雑則
(情報の発表)
- 14 救難調整本部又は関係機関が情報を発表するときは、所要の調整を行なった上で行なう。
(自衛隊機に対する措置)
- 15 第1項但書の規定にかかわらず関係機関が自衛隊機の緊急状態を知ったときは、最寄の区域指揮官又は自衛隊の部隊にその旨を通報し、事後の救難等の措置については、自衛隊からの要請により所要の協力を行なう。
附 則
この実施細目は昭和41年2月15日から施行する。
(注)
 - 1 東京捜索救難区および沖縄捜索救難区とは、航空機の捜索救難について日本国が国際的に責任を負う地域的範囲(別図)である。
 - 2 救難調整本部の業務を行なわせることが予測される空港事務所は、次のとおりである。
千歳空港事務所
大阪空港事務所
福岡空港事務所
鹿児島空港事務所
那覇空港事務所

別図(捜索救難区)